

# 国民健康保険事業の県単位化に向けた取組について

## 1 県単位化に向けた取組状況

平成30年度からの国民健康保険（以下「国保」という。）事業の県単位化に向け、「広島県国民健康保険広域化等連携会議」での協議・検討を経て、広島県国民健康保険運営方針素案が取りまとめられました。

**【策定の目的】**  
 (1) 県による国民健康保険の安定的な財政運営  
 (2) 市町の国保事業の広域的及び効率的な運営の推進

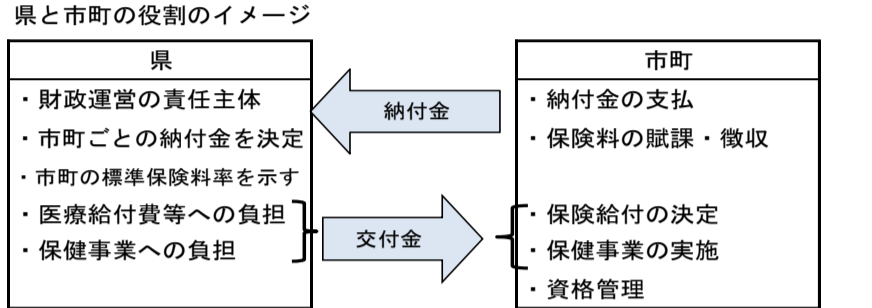
運営方針の対象期間は、平成30年度から35年度までの6年間とし、3年後に中間評価を実施、必要に応じて見直す。

**【主な目標】**  
 (1) 保険料(税)に関しては、国保加入者が「同じ所得、同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」となるよう、将来的に、県内統一の保険料率を目指す。  
 (2) 広域化による事務の効率化を推進するとともに、市町は、収納率の向上や保険給付の適正実施などに取り組む。

## 2 県と市町の役割

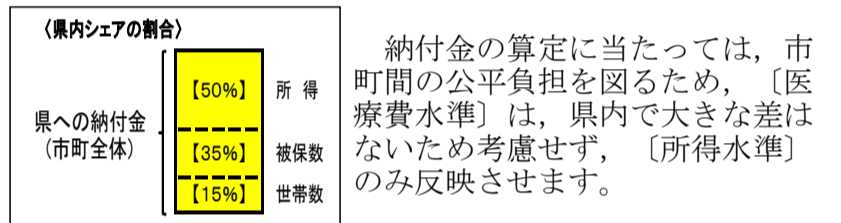
**【県の役割】**  
 国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町に対し国保事業費納付金（以下「納付金」という。）及び標準保険料率を示し、保険給付費等に要する費用を負担します。

**【市町の役割】**  
 県が決定した納付金を納めるため、標準保険料率を参考に、条例に基づき国保の保険料(税)率を決定し、賦課・徴収を行うとともに、地域住民との身近な関係の中、資格管理、保険給付、保健事業の実施等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなります。



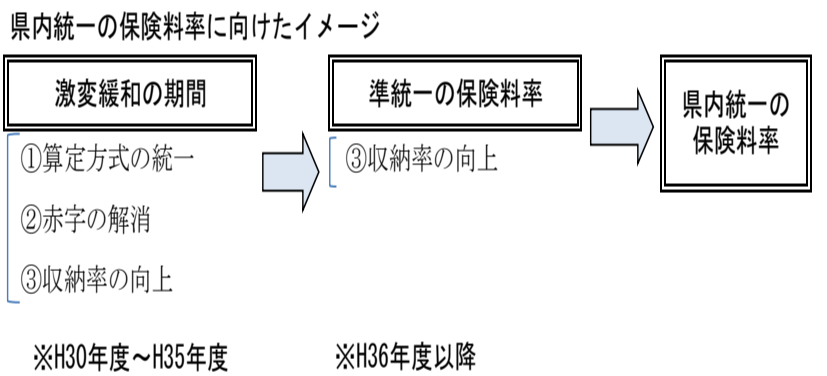
## 3 納付金及び標準保険料率の考え方

**納付金**  
 県において、県全体の国保事業運営に必要な額のうち保険料(税)で賄うべき額を、加入者の所得・世帯・被保険者ごとの割合で算定し、市町ごとに納付金の額を決定します。



**標準保険料率**  
 標準保険料率とは、市町が納付金を支払うために県が算定する標準的な保険料率です。  
 平成30年度から平成35年度までの間は、算定方式の統一を進めるなどの激変緩和の期間とし、その後、市町の収納率を反映した準統一の保険料率を経て県内統一保険料率を目指しています。

〈県内統一の保険料率に向けた市町の対応〉  
 ①算定方式の統一（資産割の廃止など）  
 ②赤字解消に向けた取組（法定外繰入れの解消など）  
 ③都市部等での収納率向上対策



## 4 呉市の対応

### (1) 激変緩和の期間中の保険料について

ア 激変緩和の期間を通じ、県の示す標準保険料率に近づけていきます。

イ 現在の保険料率をベースに、被保険者の所得状況を配慮しつつ市条例によって保険料率を決定します。

ウ 保険者の保険料負担が急激に増加しないよう、国民健康保険財政調整基金を有効に活用していきます。

〈国民健康保険財政調整基金残高の状況〈見込み〉〉

平成28年度末	2,260,640千円
平成29年度末	1,687,851千円

### 〈一人当たり保険料必要額の比較〉

平成29年度 保険料(県試算)	平成28年度 保険料(呉市)	差 額	増減率
123,614円	128,548円	△ 4,934円	△3.84%

### 〈モデルケースによる保険料額試算の比較〉

※40歳台の夫婦2人世帯

給与収入	世帯所得	平成29年度 保険料(県試算)	平成28年度 保険料(呉市)	差 額	備 考
約360万円	233万円	375,276円	410,160円	△ 34,884円	軽減なし
210万円	129万円	222,844円	234,040円	△ 11,196円	2割軽減
151万円	86万円	130,815円	135,990円	△ 5,175円	5割軽減
98万円	33万円	40,042円	34,840円	5,202円	7割軽減

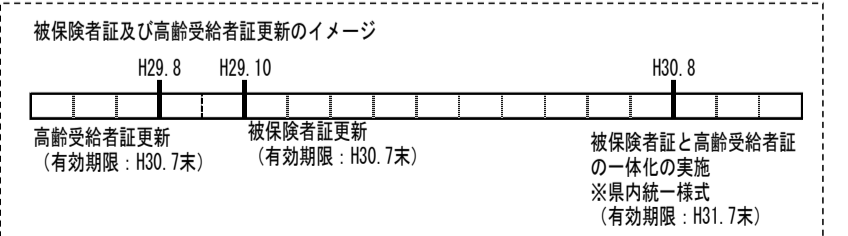
### 【課題】

県試算(平成29年度)と呉市(平成28年度)の保険料を比較すると、所得の高い世帯では保険料は低くなりますが、所得の低い世帯(33万円以下)では保険料が高くなっており、一定の配慮が必要と考えます。

### (2) 被保険者証の様式統一等について

ア 平成30年度の一斉更新時から被保険者証の様式を県内で統一します。

イ 平成30年8月更新時以降は、被保険者証と70歳以上の被保険者へ交付する高齢受給者証の一体化に向けて取り組みます。  
 なお、今年度の被保険者証更新時(平成29年10月)から、被保険者への周知を図っていきます。



### (3) その他の取組

保険者事務、医療費適正化、収納対策及び保健事業の4分野を中心に、市町事務の効率化・標準化の具体的な取組について、県、市町及び広島県国民健康保険団体連合会が連携し、引き続き協議します。